

「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業（グローバル探究・欧米コース、アジアコース）」に係る業務委託 企画提案競技実施要領

宮崎県教育庁高校教育課

令和5年度に宮崎県が実施する「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業（グローバル探究・欧米コース、アジアコース）」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案競技を実施する。

1 業務名

「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業（グローバル探究・欧米コース、アジアコース）」に係る業務

2 委託業務の内容

別紙「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業（グローバル探究・欧米コース、アジアコース）」運營業務委託仕様書のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託契約額の上限

37,389,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

但し、欧米コースは、16,335,000円、アジアコースは、21,054,000円を上限とする。

金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

5 委託先の選定

企画提案競技方式で実施することとし、審査の上、委託先を決定する。

6 参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて、即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 本業務の実施に当たって、行政、教育関係機関、企業等の関係機関との連携体制がとれること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産

法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者。
- (8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 高校生の留学支援に取り組んだ実績のある者か、又は提案時点において取り組んでいる者であること。

7 企画提案競技に関する事前説明会（参加必須）について

企画提案競技の実施にあたり、次のとおり説明会を実施する。

- (1) 日時 令和 5 年 8 月 10 日（木） 午後 2 時から
- (2) 場所 宮崎県庁 7 号館 3 階 735 号室
事前説明会参加申込書（様式第 1 号）を令和 5 年 8 月 4 日（金）午後 5 時までに電子メールにて提出すること。

8 質問受付

企画提案競技に関する質問がある場合は、次により行うこと。

- (1) 受付期限
令和 5 年 8 月 21 日（月）正午まで
- (2) 質問方法
企画提案競技質問書（様式第 7 号）を電子メールにて提出すること。
- (3) 回答方法
質問への回答は、軽微なものを除き、企画提案協議への参加申込書を提出した全ての者に電子メールで送付する。（質問者は公表しない。）

9 企画提案競技への参加申込について

企画提案競技に参加を希望する者は、様式第 2 号「「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業（グローバル探究・欧米コース、アジアコース）」に係る業務委託企画提案競技参加申込書」を提出するものとする。また、代理人を定める場合は、様式第 3 号「委任状」を併せて提出すること。

- (1) 提出先：宮崎県教育庁高校教育課 高校教育・学力向上第一担当
- (2) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- (3) 提出期限：令和 5 年 8 月 21 日（月）正午まで（必着）

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出先：宮崎県教育庁高校教育課 高校教育・学力向上第一担当
- (2) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段

に限る。)

(3) 提出期限：令和5年9月6日（水）正午まで（必着）※郵送の場合も同様

(4) 提出書類

ア 見積書（各委託業務の積算内容が分かるように記載すること）1部

イ 会社概要（既存のもの）1部

ウ 業務実績（既存のもの、過去5年以内の県、地方公共団体等との実績）1部

エ 提案書（正本に様式第5号を添付すること）正本1部、副本4部

オ 誓約書（様式第6号）

カ 参考資料やカタログ等（必要に応じて）5部

11 企画提案競技の実施方法

提出された企画提案書をもとに書類審査を行う。審査は、下記の点を総合的に勘案して、決定するものとする。

- ・企画提案内容（業務の趣旨、目的の理解、企画内容の具体性、提案のオリジナリティ）
- ・実施体制
- ・業務実施のスケジュール
- ・類似業務の受託実績

12 選定結果の通知

令和5年9月中旬（予定） 採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

13 契約締結等

(1) 選定された提案者の提出した企画提案書の内容を基に、提案者と協議を行った上で契約内容を確定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を締結する。なお、契約手続に要する費用は、受託者負担とする。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(3) 契約に当たっては、宮崎県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を、契約保証金として契約締結時に県に納付するものとする。

この契約保証金は、契約が支障なく履行された時は、契約期間終了後に全額返還する。

※ 過去2か年度の間に関、地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金の納付が免除される場合がある。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者又は上記6の要件を満たさなくなった者

- (2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 二人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者

15 その他

- (1) 提案は1者1案とし、企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提案内容は可能な限り具体的に記載すること。なお、提出された提案書及び資料は返却しない。
なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案競技への参加申込み後に辞退を申し出る場合は、様式第4号「辞退届」を提出すること。
- (4) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (6) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

16 問合せ先

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号
宮崎県教育庁高校教育課 高校教育・学力向上第一担当
電 話：0985-26-7033（直通）
電子メール：tomita-hisayasu@pref.miyazaki.lg.jp